

牧之原市立図書館資料選定基準

(目的)

第1条 この基準は、牧之原市立図書館資料収集方針に基づき、資料選定にあたって具体的基準を定めるものである。

(分類別基準)

第2条

1 一般書

(1) 0類 総記

ア 情報科学・コンピューターに関する資料は、時代の動向や最新の情報に留意して選定する。

イ 図書館・読書・著作権・出版に関する資料など、図書館利用に役立つ資料は積極的に収集する。また、図書館サービスの向上に資するために、図書館の運営に役立つ資料も収集する。

ウ 雑著は他の分野に該当しない内容の資料が多くあるため、内容に留意し慎重に選定する。

(2) 1類 哲学

ア 哲学・思想に関する資料は、入門的から専門的まで幅広く収集し、主に思想家、哲学者及び古典書、解説書、研究書を収集する。

イ 心理学に関する資料は、実用的なものを中心に、諸国の学者、資格に関するものも収集する。

ウ 心霊研究・易占に関する資料は、より正確な資料を選定し、利用の多いものを収集する。

エ 人生訓は一般の関心が高いが、出版点数が多いため内容に注意して収集する。

オ 宗教に関する資料は、特定の宗教に偏ることなく、客観的な立場で選定する。

(3) 2類 歴史

ア 歴史に関する資料は、特定の歴史観に偏らないよう様々な観点に基づく資料を幅広く収集する。

イ 静岡県及び牧之原市に関わりの深い資料について積極的に収集する。また、牧之原市史料館との連携についても留意する。

ウ 伝記に関する資料は、各分野の評価の定まった人物について積極的に選定する。

エ 地図・旅行ガイドブックに関する資料は、最新の情報に留意し国内外の情報を提供できるよう選定する。

(4) 3類 社会科学

ア 社会情勢に関する資料は、日本を中心に世界各国の時事性のある資料や社会的に関心が高いと思われる資料を積極的に収集する。

イ 法律に関する資料は、各分野の基本的な資料を収集するよう努める。

ウ 経済・企業・経営に関する資料は、地域に見合った、住民のビジネス支援に役立つ

実用書等を幅広く収集する。

エ 行政・地方自治に関する資料は、地方自治体の動向や政策、住民活動に関するものを収集するよう努める。

オ 福祉に関する資料は、高齢者福祉、児童福祉、社会福祉などについて、福祉に従事する者、福祉を受ける者とその家族にも役立つ資料を収集する。

カ 教育に関する資料は、社会的関心や時事性にも留意し、学校教育や社会教育など幅広く選定する。

キ 風俗習慣・民俗については日本各地のものを収集し、外国の主要なものにも留意する。

(5) 4類 自然科学

ア 科学に関する資料は、進歩の著しい分野であるため、最新の情報に留意し収集する。

イ 地学に関する資料は、近年各地で異常気象が多発していることや南海トラフ地震等の発生が予測されていることから、地域住民の関心が高いものを積極的に収集する。

ウ 生物学は、写真や図など視覚的に情報が得られる資料に留意して収集する。

エ 医学に関する資料は、住民の身体・健康に深く関わる分野であるため、信頼性のある情報を慎重に選定し、最新情報への更新に努める。

(6) 5類 技術

ア 技術・工学に関する資料は、市内製造工業に関する資料を中心に、住民に役立つ資料を選定し、最新の技術にも留意して収集するよう努める。

イ 住宅建築はリフォーム等、関心の高い資料について需要を考慮し選定する。

ウ 手芸・料理に関する資料は、各世代の趣味・教養・生活に役立つ資料を積極的に収集し、イラストや写真が適度に記載されているなど、わかりやすい資料を選定する。

エ コンピュータ等に関する資料は、新しい技術やソフトウェア、ハードウェアに留意して選定する。

オ 育児に関する資料は、基本的な情報や話題性のあるものを選定し、育児をする住民の悩みや欲しい情報を提供できるよう積極的に収集する。

(7) 6類 産業

ア 当市に深く関わりのある産業については特に積極的に収集する。

イ 農林水産業・商業に関わる資料は、ビジネス支援に役立つものを積極的に収集し、時代の動向や最新の情報に留意して選定する。

ウ 園芸・飼育に関する資料は、基本的な資料を収集する。

(8) 7類 芸術

ア 美術・芸術に関する資料は、主要な芸術家の作品集や美術全集など、受賞歴等の評価が定まったものを参考に選定し、作品の偏りがないうよう収集する。

イ 写真の技術書は、入門的なものを中心に選定する。

ウ 音楽・映画に関する資料は、各ジャンルの基本的資料や話題性のある物を幅広く収集するよう努める。一枚ものの楽譜は収集しない。

エ スポーツに関する資料は、各競技のルールや実践方法など、基本的な資料を幅広く選定し、時事性や話題性にも留意する。

オ ゲームに関する資料は、文化的な評論、研究書等を収集し、利用対象と期間が限定される攻略本は原則として収集しない。

(9) 8類 言語

ア 日本語は、教養、学習、実用に役立つ基本的な資料を幅広く収集する。

イ 外国語は、需要の多い言語に関する資料を中心に、発音、聞き取りを学習できるよう、CD付きのものなど、資料の形態に留意して収集する。

ウ ビジネスマナー・挨拶などの実用書は、わかりやすく役立つ資料を選定する。

(10) 9類 文学

ア 文学作品は、古典から現代まで評価の定まった資料を幅広く収集する。また、形態や出版社を変えて出版することが多いため、資料の情報を確認して収集する。資料価値が高いなどの理由を除き、所蔵のある資料の文庫化された資料等の購入は控える。

イ 戯曲・詩歌は、代表的な古典や主要作品などを参考とし、基本的なものを収集する。

ウ 小説・物語は、各賞の動向や話題性があるものに留意し選定する。

エ 外国文学は、評価が定まっているものや話題性、受賞作品について選定する。

2 児童書

(1) E 絵本

ア 子どもの成長を促す前向きなものなど、子どもの知的又は情緒的な経験を広げることができる作品を、発達段階に応じて網羅的に収集する。

イ 子どもたちが理解できるよう、わかりやすく適切な絵や言葉で表現されているものを選定する。

ウ 製本が頑丈なものなど、耐久性を考慮して選定する。

エ ベストセラー本など評価の定まった資料の複本所蔵を含め、積極的に収集する。

オ 赤ちゃん向けの絵本は、言葉のリズムやイラストがはっきり描かれているものを考慮し、親も子も安心して読むことができる資料を収集する。

(2) 9類 児童文学

ア 子どもたちの知識や想像力を引き立て、作者の伝えたいことがわかるような物語を選定する。

イ 日常生活について書かれているものと新しい発見が芽生える内容とのバランスを考慮し、幅広く収集する。

(3) 0～8類 知識の本

ア 情報が新しく、子どもにわかりやすい言葉で表現されているものを選定する。

イ 子どもの発達段階に応じて内容が適切なものを選定する。

ウ 子どもの興味を引きつけ、知識を身に付けることで、さらに社会の視野が広がる内容のものを収集するよう努める。

(4) 紙芝居

- ア 各場面の絵と内容がふさわしく、次の場面への流れが自然体であるものを選定する。
- イ 民話や童謡を中心に幅広く収集する。

3 逐次刊行物

(1) 新聞

- ア 新聞は、国内の全国紙及び地元地方紙を収集するよう努め、専門紙や児童向けのものも必要に応じて収集するよう努める。

(2) 雑誌

- ア 雑誌は、地域の生活スタイルや住民の欲しい情報を、速報性をもって提供できるように収集する。
- イ 児童及び青少年対象の雑誌も含め、各分野における基本的なものを中心に収集する。

4 郷土資料

- (1) 牧之原市に関する資料は、図書・雑誌・行政資料などを網羅的に収集する。
- (2) 静岡県内に関する資料は、当市に関する内容が含まれるものを中心に、利用者のニーズに合わせて収集するよう努める。また、県内図書のうち、当市と関わりのない内容については、他の分類で所蔵をするのかを留意して収集する。
- (3) 郷土資料は、歴史・文化・風土・地理・産業など、郷土の情報が含まれる内容のものを集約的に収集するよう努める。
- (4) 新刊のみならず過去の資料にも目を配り、住民等からの寄贈受入も検討の上、収集する。

5 その他必要な資料

(1) 参考図書

- ア 参考図書は、年鑑・百科事典など住民の調査研究に役立つ資料を収集するよう努める。
- イ 定期的に出版される情報資料は、継続的な収集と保存に努める。
- ウ 資料中の索引や文字配列等の使いやすさを考慮されているものを選定する。

(2) 福祉資料

福祉資料は、視聴覚障がい者だけではなく読書することが困難な利用者も対象であることを念頭に、利用者層に配慮して幅広い種別、分類の中から選定する。

(3) 外国語資料

- ア 日本へ移住している外国人にも図書館に親しみを持ってもらえるよう、英語を中心に中国語やポルトガル語等にも留意し、資料を幅広く収集するよう努める。
- イ 子ども向けの外国語資料については、外国人の子ども達の知識や想像力を育成できるような資料を収集する。
- ウ 語学学習資料については、外国人が日本語を学習するための資料、日本人が外国語を学習するための資料を併せて収集するよう努める。

(4) 漫画

- ア 漫画は、児童・青少年の利用が多く見込まれるため、視覚的効果が強い特性を持つ

ことを考慮し、暴力や性表現、反社会的・非道徳的な内容は慎重に選定する。

イ 漫画のリクエストや相互貸借は原則として受け付けない。ただし、利用者から要望があった場合は選定の参考として受け付ける。

ウ 評価の定まったものや、各世代を代表するものを中心に選定する。

エ 人権侵害・差別的な表現が含まれるものはより慎重に選定し、それらが含まれるものは原則として所蔵しない。

オ その他、選定判断が困難なものは会議等で検討する。

(5) 視聴覚資料

ア 視聴覚資料は、既存の図書資料の収集傾向に十分留意し、必要に応じて収集するよう努める。

イ 視聴覚資料の購入は原則として行わない。

ウ 視聴覚資料のリクエストや相互貸借は原則として受け付けない。

エ 収集の範囲は原則としてデジタル多用途ディスク（DVD）、コンパクトディスク（CD）とする。

オ 郷土・行政資料など、牧之原市に深く関わる資料は積極的に収集するよう努める。

附則

この基準は、令和2年8月27日から施行する。